

令和5年度 建設事業主等に対する助成金のご案内

中小建設事業主が雇用する建設労働者のために、当支部が実施する助成対象講習を受講させた場合、経費の一部を助成、または有給で受講させた場合には賃金の一部を助成する国の制度です。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒781-9548 高知市南金田 1-39 TEL088-888-6600

高知労働局職業安定部 訓練室

建災防高知県支部 助成金対象講習

運転技能講習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習
- ・車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・不整地運搬車運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習

作業主任者技能講習

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

特別教育

- ・フルハーネス型安全带使用作業特別教育
- ・足場の組立て等の業務に係る特別教育(6時間)
- ・小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務特別教育
- ・自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育